

愛知フェルト（株）におけるコロナウイルス感染対応マニュアル

2021年6月28日

【本人の場合】

1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

(以下のいずれかに該当する場合は、速やかに保健所に相談してください)

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚障害のいずれかの症状がある場合

- ②重症化する可能性がある方（妊娠中・高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患のある方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合や透析、抗がん剤などを用いている方。

(上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合も必ず相談してください)

- ①症状が4日以上続く場合

- ②自分で症状が強いと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合

《自宅で症状が出た場合》

- ①所属工場長に連絡した上で、出勤せずに自宅で経過を見てください。

- ②医療機関を受診する場合には、保健所に連絡して指示に従い受診してください。

《会社で症状が出た場合》

- ①所属工場長に報告し、直ちに帰宅し自宅療養をしてください。

- ②保健所に連絡し、保健所の指示に従ってください。

- ③症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で消毒してください。（感染対策を徹底しながら）

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ①発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、所属工場長に連絡してください。

- ②出勤後は体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに所属工場長に報告した後に帰宅し、自宅療養、保健所へ相談してください。

3. 感染が確定した場合

(本人の対応)

- ①診断が確定したら、保健所の指示（入院・就業制限）に従うとともに、大至急所属工場長に連絡してください。当該工場長は速やかに社長へ報告をしてください。

- ②診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。
この場合も速やかに所属の工場長に報告してください。

(他の社員等への対応)

社員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触したものを決定します。
当該工場長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

4. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ①新型コロナウイルスは指定感染症であり、治癒するまでは就業できません。
- ②年次休暇もしくは、傷病給付を利用しての休業となります。（通常の病気等の扱いと同等です。）

5. 感染後の職場復帰の目安

- ①原則として、国が定める基準（PCR検査による陰性確認）を満たした後に退院となります。
- ②軽症者で、指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合も、これに準じた取り扱いとなり、保健所の判断によって療養が終わり、就業制限が解除されます。
- ③最終的な勤務再開日は、保健所等のアドバイスや治療の経過を踏まえ、一定の経過観察期間を設ける場合があります。

6.濃厚接触者となった場合

〔職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことが分かった場合など〕

- ①報道等で分かった場合は、直ちに所属工場長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。
 - ②自宅で分かった場合は出勤しないでください。工場長は社長に連絡をしてください。
 - ③保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を工場長へ伝えてください。
- 判明した日から保健所・医師の許可が下りるまでの期間は自宅待機とします。
- ④体温測定を毎日朝晩実施し、体調とともに記録を残してください。

【同居家族等の場合】

1.同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ①同居の家族等に濃厚接触者の疑いがある事が分かった時点で、直ちに所属工場長に報告してください。
- ②保健所の指示に従い、同居の家族等の体調、体温等を注意深く確認してください。また、接触を必要最低限にとどめてください。
- ③社員本人に発熱等の風邪様症状が出現していない場合は、マスクや手指消毒を徹底の上で出勤を認めますが、食事や休憩の際など、万が一の際に社内で濃厚接触に該当しないようにしてください。

2.同居家族が濃厚接触者になった場合

- ①同居の家族等が濃厚接触者であることが分かった時点で、直ちに所属工場長に報告してください。
 - ②保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を工場長へ伝えてください。
- 判明した日から保健所・医師の許可が下りるまでの期間は自宅待機とします。
- ②体温測定を毎日朝晩実施し、体調とともに記録を残してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ①同居家族等に発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が出たらマスクや手指消毒を徹底の上で出勤し、所属の工場長にその旨を伝え、自宅でも感染予防措置（マスク・手洗い等）を徹底してください。
- ②同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合は、所属工場長にその旨を伝えてください。

4. 同居家族の感染が確定した場合

- ①直ちに所属工場長に連絡するとともに、他社との接触を避けてください。自宅で分かった場合は出勤しないでください。当該工場長は、社長へ連絡してください。
判明した日から保健所・医師の許可が下りるまでの期間は自宅待機とします。
- ②保健所へ連絡し、指示に従ってください。
- ③保健所からの指示事項を所属工場長に伝えてください。
- ④体温測定を毎日朝晩実施し、体調とともに記録を残してください。

※濃厚接触者とは？

患者（確定例）の感染可能期間に接触したものの中、次の範囲に該当するもの

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・その他：手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で必要な予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況や周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）
- ・感染可能期間中に、換気された環境で15分以上接触することがない場合は同じ職場内で感染者が出ても濃厚接触者はないと考えます。

ただし、事務所・工場以外の場所（マスクなしで長時間昼食を共にした等）で接触した状況があれば個別に状況を判断します。

以下には、社員の居住地の保健所の連絡先を載せておきます。

「新型コロナウイルス感染症 受診・相談センター」

豊橋市：（豊橋保健所内） 0532-39-9119

（平日・土日祝）午前9時から午後5時まで 夜間はオンコール体制 警備員がいったん受理した後
待機職員からの折り返し連絡

豊川市：（豊川保健所内）

平日日中（9:00～17:30） 0533-86-3177

上記以外（休日夜間相談窓口） 052-856-0315

蒲郡市：（蒲郡保健センター内）

平日8:30～17:15 0533-67-1151

上記以外（休日夜間相談窓口） 052-856-0315